真岡市行政評価システム
評価対象年度　平成29年度

事務事業マネージメントシート

作成日　平成30 年 05 月 02 日

事務事業名	都市計画図作成事業		担当	建設部　都市計画課　計画係
政策名	A	暮らしやすさが実感できるまちづくり	増補版施設名	
施策名	1	計画的な土地利用	☐ 実施計画上の主要事業	
関連個別計画			事業期間	☐ 単年度のみ ■ 単年度繰返（開始年度　昭和45 年度～） ☐ 期間限定複数年度（　　年度～　　年度）
法令根拠	都市計画法第6条・１４条			
予算科目	1.一般会計	8.土木費 / 4.都市計画費 / 1.都市計画総務費		
事業概要	都市計画法に基づいた法定図面として「都市計画図」を作成し、常備することにより、秩序を保ちながら有効な土地の利活用を図る。また、市民等より希望があった場合には、販売している。 都市計画の決定や変更により必要に応じて都市計画図の修正作業を行う。 本市の都市計画区域面積　１６７.３４平方キロメートル 真岡市都市計画基本図（白図）1/　２，５００　７７葉　500円 1/１０，０００　７葉　500円 1/２５，０００　１葉　500円 真岡市都市計画総括図（着色）1/１０，０００　１葉　1,000円 1/２５，０００　１葉　1,000円			

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）

29年度実績
中郷・萩田地区土地区画整理事業に伴う都市公園追加のため、都市計画図の修正を実施した。
販売実績
白図45枚/500円　着色：104枚/1,000円

30年度計画
必要に応じた地区計画、土地区画整理事業、都市計画施設決定による都市計画総括図（着色）の修正及び作成。

⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移

	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	都市計画総括図（着色）の修正作業の件数	件	0	0	1	1	0
イ	不足する都市計画図等の刷り増し	枚	0	0	0	0	0
ウ	都市計画総括図（着色）作成	枚	0	0	600	600	0
エ							
オ							

②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

都市計画総括図（着色）

⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移

	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	都市計画総括図（着色）の修正数	件	0	0	1	1	0
イ							
ウ							
エ							
オ							

③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

最新の都市計画総括図（着色）等に修正する。

⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移

	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	都市計画総括図（着色）等の	枚	0	0	600	600	600
イ	刷り増し及び作成枚数						
ウ							
エ							
オ							

④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか）

秩序を保ちながら有効な土地の利活用を図る。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移

	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	良好な市街地形成に対する市民の満足割合	%	83.0	80.7	79.1		
イ							
ウ							
エ							
オ							

（2）総事業費の推移

			単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳 国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		財源内訳 県支出金	千円	0	0	0	0	0
		財源内訳 地方債	千円	0	0	0	0	0
		財源内訳 その他	千円	0	0	0	0	0
		財源内訳 一般財源	千円	0	0	994	994	0
		事業費計（A）	千円	0	0	994	994	0
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	12	12	48	48	12
		人件費計（B）	千円	51	50	199	199	50
	トータルコスト(A)+(B)		千円	51	50	1,193	1,193	50

（3）事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？いつごろどんな経緯で開始されたのか。	都市計画法に基づき、広く市民に周知するため、真岡市の土地利用や都市施設等を表示した都市計画総括図（着色）を整備する。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	都市計画法に基づく都市計画総括図（着色）を整備するもので、新たな都市計画の決定、変更がある場合に、修正作業が必要となる。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	ホームページ上での閲覧が望まれている。